

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 5月18日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：2件

| No. | 号機等 | 不適合件名   | グレード | 備考                     |
|-----|-----|---|------|------------------------|
| 1   | 1号機 | 原子炉ウエルの水抜き作業時、「使用済燃料プール水位低」の警報が発生し、運転員が確認したところ、使用済燃料プールの水位が開始前より約1cm低下しており、当該プールの水が原子炉ウエル側に漏れいしていることを確認したことから、保安規定に定める「運転上の制限」からの逸脱を宣言した。その後、当該プールへ水張り作業を実施し水位が復帰・警報が解除され、水位が安定していることを確認したことから、「運転上の制限」の逸脱からの復帰を宣言した。今後、原因について調査する。 | A S  | 5月18日公表済<br>(PDF137KB) |
| 2   | 4号機 | 圧力抑制プール内点検時、4月19日までに、圧力抑制プール水浄化、ストレーナ点検・清掃・クラッドを実施し、木片、テープ片、シート片等（合計24点）を発見・回収  | A S  | 4月25日公表済<br>(PDF77KB)  |

区分Ⅲ：該当なし

その他：12件

| No. | 号機等 | 不適合件名  | グレード | 備考 |
|-----|-----|--|------|----|
| 1   | 1号機 | 活性炭ホールドアップ装置放射線モニタラック内のサンプルポンプ出口圧力指示計元弁において、弁の開閉着が認められたため、当該弁を交換                   | D    |    |
| 2   | 1号機 | 給水金属採取ラック内の高圧給水加熱器出口試料採取ライン積算流量指示計の特性試験において、規定流量の精度外れが認められたため、当該検出器を交換             | D    |    |
| 3   | 1号機 | 硫酸第一鉄注入元弁から補助海水系配管までの注入配管において、詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃                               | D    |    |
| 4   | 3号機 | タービン建屋換気空調系北側及び南側外気処理装置のフィルターにおいて、詰まりが認められたため、当該フィルターを交換                           | 対象外  |    |
| 5   | 4号機 | ドライウエル除湿冷却系冷凍機蒸発器冷水水室ドレン、ベント弁及び冷凍機凝縮器冷却水水室ドレン、ベント弁において、シートパス（微量）が認められたため、当該弁を点検・修理 | D    |    |
| 6   | 5号機 | 廃棄物処理建屋加熱蒸気凝縮水移送ポンプ（A）のカップリング側軸受けにおいて、潤滑油のリークが認められたため、当該軸受け部を点検・修理                 | D    |    |
| 7   | 6号機 | 運転（起動・停止）記録計（#2 Ch. 5：タービン建屋ストームサンプポンプ（A系））において、打点動作不良が認められたため、当該部記録計を点検・修理        | D    |    |
| 8   | 6号機 | 非常用ディーゼル発電機燃料油積算流量計において、積算カウント指示の逆転（0.3L程度/約3時間）が認められたため、当該流量計を点検・修理               | D    |    |
| 9   | 6号機 | 廃棄物処理建屋加熱蒸気凝縮水移送ポンプ（C）のメカシール部において、リークが認められたため、当該軸シール部を点検・修理                        | D    |    |
| 10  | その他 | 使用済燃料輸送容器保管庫検査ピット（A・B）の上蓋開閉用手動ウィンチにおいて、腐食が認められたため、当該ウィンチを点検・修理                     | D    |    |
| 11  | その他 | 水処理設備排水処置装置の処理水ポンプ出口配管において、フランジ部より滲み（滴下なし）が認められたため、当該部を点検・修理                       | D    |    |
| 12  | その他 | 水処理設備汚泥供給ポンプ（A）のシール水ドレン配管及びポンプ受け皿の継ぎ手部において、水の漏れ（1滴/5秒程度）が認められたため、当該部を点検・修理         | D    |    |

【凡例】

| 公表区分 | 事象の概要                               | 主な具体例  |
|------|-------------------------------------|--|
| 区分Ⅰ  | 法律に基づく報告事象等の重要な事象                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>                            |
| 区分Ⅱ  | 運転保守管理上、重要な事象                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>                      |
| 区分Ⅲ  | 運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する | <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・人の負傷または病気の発生 など</li> </ul> |
| その他  | 上記以外の不適合事象                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>  |

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで